

注視区域の指定について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

区域の指定の候補について（法第14条第2項第2号）

区域の指定の候補の概要

- 令和7年7月に新設された以下の施設の周辺を区域の指定の候補とする。

防衛関係施設

自衛隊施設 佐賀駐屯地（佐賀県）

- 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設として、以下の施設の周辺を区域の指定の候補とする。

生活関連施設

空港 佐賀空港（佐賀県）

区域指定の基本的な考え方

- 注視区域及び特別注視区域の指定は、基本方針の内容に照らし、以下の「指定の事由」に該当する重要施設（特定重要施設）又は国境離島等（特定国境離島等）であるかを判断する。
- なお、調査や、機能阻害行為に対する勧告・命令を行うという点において、注視区域及び特別注視区域に差はない。

指定の事由	注視区域	特別注視区域
重要施設 （特定重要施設）	（防衛関係施設） ①部隊等の活動拠点となる施設 ②部隊等の機能支援を行う施設 ③装備品の研究開発等を行う施設 ④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設	⑪指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設 ⑫警戒監視・情報機能を有する施設 ⑬防空機能を有する施設 ⑭離島に所在する施設 (※2)
	⑤海上保安庁の施設 <small>（管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるもの）</small>	—
	（生活関連施設） ⑥原子力関係施設 ⑦空港 <small>（自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設）</small>	—
国境離島等 <small>(※1)</small> （特定国境離島等）	⑧国境離島 （領海基線の周辺） ⑨国境離島 （領海警備等の活動拠点等の周辺） ⑩有人国境離島地域離島 <small>（⑨に該当するものを除く）</small> （領海警備等の活動拠点等の周辺）	⑮無人の国境離島

(※1)我が国が現に保全・管理を行っている国境離島等のうち、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものに限る

(※2)経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ注視区域にする場合がある

区域の指定の候補

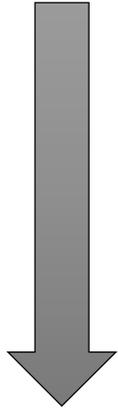
区 域	名 称	指定の事由
佐賀県佐賀市	佐賀駐屯地、佐賀空港	活動拠点（自衛隊）【佐賀駐屯地】 自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港 【佐賀空港】

※ 区域は、内閣総理大臣告示において図面に示す部分に限る

区域指定に係るスケジュール

令和7年10月8日

第13回土地等利用状況審議会（書面による議事）
（区域指定候補の提示）



関係地方公共団体へ区域図（案）を送付
意見聴取（約1か月間）

令和7年11月頃

意見聴取結果の整理

その後

関係行政機関の長と協議
第14回土地等利用状況審議会

(参考) これまでの区域指定の状況

	区域 (※1)			防衛関係施設			海上保安庁 関係施設 (※2)	原子力 関係施設	空港	国境離島 (領海基線周辺) ※離島の数
	特別 注視区域	注視区域		自衛隊 施設	米軍 施設					
告示：R4.12 施行：R5.2	58	29	29	15	15	-	4	-	-	25
告示：R5.7 施行：R5.8	161	40	121	50	50	-	8	1	1	58 (※3)
告示：R5.12 施行：R6.1	180	46	134	213	207	6	-	3	6	-
			(※4) 12	15	15	-	-	-	-	-
告示：R6.4 施行：R6.5	184	33	151	231	186	45	4	19	2	2
			(※4) 4	7	4	3	-	-	-	-
告示：R7.3 施行：R7.5	1 (※5)	1 (※5)	0	1 (※5)	1	-	-	-	-	-
告示：R7.6 施行：R7.8	1	1	0	1	1	-	-	-	-	-
合計	585	150	435	511	460	51	16	23	9	85
			(※4) 16	22	19	3	-	-	-	-

(※1) 区域の数と施設・離島の数は一致しない

なお、「注視区域」欄は、特別注視区域に指定されていない注視区域の数

(※2) 法第2条第2項に定める海上保安庁の施設及び

法第2条第3項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

(※3) 対馬については1回目でカウント

(※4) 特別注視区域の要件に該当するが、経済的社会的観点から注視区域として指定した区域

(※5) 新規で追加となったものは次のとおり

区域：「防府北基地、防府送信所」、施設：防衛イノベーション科学技術研究所

(参考) 区域指定の概要 (令和7年10月現在)

これまで、計 **585箇所**(※)の区域 (特別注視区域: 150箇所、注視区域: 435箇所) を指定

(※)施設・離島の数と区域の数は一致しない

① 国境離島

無人の国境離島: 29島 (例: 鳥島、聳島、北硫黄島、沖ノ御前島、臥蛇島)
有人の国境離島: 56島 (例: 八丈島、佐渡島、伊豆大島、母島、対馬、奄美大島、沖縄島、西表島)
(領海基線の周辺)

② **海上保安庁関係** (※): 16施設 (例: 奄美海上保安部、香岐海上保安署、第十一管区海上保安本部、那覇海上保安部、名護海上保安署、中城海上保安部、石垣海上保安部、宮古島海上保安部)

(※) 法第二条第二項に定める海上保安庁の施設及び同条第三項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

③ 防衛関係施設

自衛隊施設: 460施設 (例: 根室分屯基地、札幌駐屯地、千歳基地(北海道)、青森駐屯地(青森)、仙台駐屯地(宮城)、入間基地(埼玉)、習志野高射教育訓練場(千葉)、硫黄島航空基地、防衛省市ヶ谷庁舎、朝霞駐屯地、練馬駐屯地、府中基地(東京)、厚木航空基地(神奈川)、小松基地(石川)、守山駐屯地(愛知)、伊丹駐屯地(兵庫)、呉地方総監部(広島)、徳島航空基地(徳島)、対馬防備隊、佐世保地方総監部(長崎)、健軍駐屯地(熊本)、那覇基地、石垣駐屯地、与那国駐屯地(沖縄))

米軍施設: 51施設 (例: 三沢飛行場(青森)、横田飛行場(東京)、横須賀海軍施設(神奈川)、経ヶ岬通信所(京都)、岩国飛行場(山口)、嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・シュワブ(沖縄))

④ **原子力関係施設**: 23施設 (例: リサイクル燃料備蓄センター(青森)、福島第二原子力発電所(福島)、柏崎刈羽原子力発電所(新潟)、美浜発電所(福井)、原子燃料工業(株)熊取事業所(大阪)、島根原子力発電所(島根)、伊方発電所(愛媛)、玄海原子力発電所(佐賀)、川内原子力発電所(鹿児島))

⑤ **空港**: 9施設 (新千歳空港、秋田空港、山形空港、新潟空港、名古屋飛行場、八尾空港、福岡空港、熊本空港、那覇空港)